

要 請 書

2009年3月18日

日本経済団体連合会
会長 御手洗富士夫 殿

東京都文京区小石川2-3-28
DIKマンション
自由法曹団
団 長 松井繁明

記

自由法曹団は、全国1800人の弁護士で結成された法律家団体です。自由法曹団では、これまでも労働者派遣法の抜本改正を求める声明・活動、派遣切りを含めた不当な非正規切りに対する裁判闘争を含んだ活動、派遣切りにより住居を失った方々が生活保護行政の水際作戦により生活に行き詰ることを防止するために生活保護の申請同行など、労働問題、貧困問題に取り組んできました。

ところで、厚生労働省は、本年3月末前後に、製造現場の派遣労働者13万人の首が切られると予想していますが、それにとどまらず、製造業への派遣・請負会社でつくる業界団体の調査では、3月末までに、製造業で働く派遣や請負労働者だけで約40万人が職を失うとされており、さらに路頭に迷い、生存の危機にさらされる人々があふれ、国民生活が破壊されようとしています。

この根本原因は、派遣労働の対象業務を緩和し続けた労働行政・労働立法政策の誤りにあったことは今では明白ですが、この間のマスコミの報道や我々自

由法曹団員が相談を受けた事案からすると、大企業さえも最低限のルールを定めた労働基準法や使用者と労働者の労働契約を規律した労働契約法すら遵守しない労働法制無視の現実が、派遣切りなどの不当な解雇に拍車をかけていることは明らかです。

そこで、自由法曹団は、下記のとおり、これ以上、大企業や派遣会社などの使用者により不当な派遣切りや不当解雇を許さず、生活に困窮する人々を生み出さないためにも、貴団体が貴団体に所属する企業に対し、労働基準法、労働者派遣法、労働契約法など遵守して、労働者の雇用と生活を守るよう経営するよう強く指導するよう求めます。

記

- 1 労働者派遣法 27 条を踏まえ、大企業を含んだ派遣先企業による不当な派遣切りを安易に行わない。
- 2 労働契約法 17 条 1 項を踏まえ、派遣切りのみを理由とした派遣会社による不当な期間途中解雇を安易に行うことなく、平成 20 年 12 月 9 日発表の通達を遵守すること。
- 3 期間従業員など期間の定めのある労働契約が締結された場合、労働者は期間中の雇用と賃金を保障されているのであるから、安易な途中解雇を行うことなく、労働契約法 17 条 1 項を遵守すること。
- 4 派遣受入期間に抵触した派遣先企業など、労働者派遣法違反の事案については、平成 20 年 11 月 28 日通達、平成 21 年 3 月 1 日通達に基づき、派遣先企業は、直接雇用すること。
- 5 労働者派遣法が国民生活を破壊する根本原因であることは明らかである以上、労働者が安心して暮らせるように労働者派遣法を抜本的に改正し、労働者保護法に転換することに異議を述べないこと。

以 上